

令和7年度各部定期監査の結果に係る措置状況報告書

目黒区教育委員会

1 指摘事項

(1) 重点事項（資金前渡）

指 摘 事 項	
ア 資金前渡受者用現金出納簿について、総括口座が作成されていないもの、精算戻入を記帳していないもの等、適正な事務処理が行われていないものがあった。 （教育指導課、八雲中央図書館）	
所 属 名	措 置 状 況
教育指導課	資金前渡受者用現金出納簿の作成漏れについては、指摘を受けて帳簿を作成し、令和7年度以降は適正に処理を行っている。事務処理のルールについて職員間で周知を徹底し、適正な事務処理を行うよう以後留意していく。
八雲中央図書館	資金前渡受者用現金出納簿の総括口座の作成漏れについては、作成が漏れていた口座を作成し、令和7年度以降は適正に処理を行っている。事務処理のルールについて職員間で周知を徹底し、適正な事務処理を行うよう以後留意していく。

(3) 契約事務における事務処理を誤っていたもの

指 摘 事 項	
ア 所管が行うことができる契約のうち、予定価格30万円未満は課長が決定し、30万円以上は部長が決定することとされているが、予定価格30万円以上の契約を課長や担当部長が決定しているものがあった。 （学校運営課、学校ICT課、学校施設計画課）	
所 属 名	措 置 状 況
学校運営課 学校ICT課 学校施設計画課	目黒区教育委員会事務局事案決定手続規程別表の決定区分について改めて周知し、事務執行の権限と責任の所在を明確にする。 また、文書管理システムにおいて、予定価格に応じた決裁ルートを事前設定し、ルート設定の誤りがないよう徹底する。

指 摘 事 項	
ウ 契約書の作成に当たり、契約条項、暴力団等排除に関する特約条項、談合その他不正行為に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項の一部又は全部を添付していないものがあつた。 (学校運営課)	
所 属 名	措 置 状 況
学校運営課	今後、添付漏れがないよう、契約書に添付すべき各条項について改めて周知する。 また、契約書作成時には、契約条項と特約条項が一体となった契約課の様式を使用するよう周知をおこなうとともに、課内決裁時には、契約書における条項の添付について確認を徹底する。

2 意見・要望事項

(2) 個別的事項

セ 教育委員会関係

学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進について

意 見 ・ 要 望	
教育委員会では、保護者や地域住民等が学校運営に参画し、相互に連携・協働して魅力ある学校づくりを進めていくとともに、学校を核とした地域づくりを推進するため、学校運営協議会の設置と地域学校協働活動を一体的に推進していくとしている。 学校運営協議会を設置した学校であるコミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みであり、学校運営への必要な支援を協議する場である。 また、地域学校協働活動とは、登下校の見守りや学校行事支援など、地域と学校がパートナーとして連携・協働して行う様々な活動である。 7年度に原町小学校、不動小学校及び第一中学校を先行実施校として学校運営協議会が設置され、各学校における取組が開始されている。学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に推進していくためには、双方の事情や要望などを十分に理解した上で、地域学校協働活動が学校運営の改善に結びつくよう、地域と学校との橋渡し役となる、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の役割が重要となる。 学校運営協議会については、9年度までに半数の区立学校・園に、11年度中までに全ての区立学校・園に設置することが目標として掲げられていることから、教育委員会として先行実施校3校の取組状況について、課題等も含めて丁寧な把握と適切な支援に努めるとともに、部活動の地域移行や教員の働き方改革など、学校を取り巻く課題等も踏まえた上で、全区立学校・園への着実な導入に向けて準備を進められたい。 （生涯学習課）	
所 属 名	措 置 状 況
生涯学習課	現在、先行実施校の3校では、学校経営方針のほか、学校が力を入れて取り組んでいることや課題を共有するなど、各校で順調に学校運営協議会が開催されている。計6名の方を地域学校協働活動推進員として委嘱しているが、地域と学校をつなぐ橋渡し役として、学校が必要とする地域人材を探し、効果的に導入するコーディネーターとして重要な役割を担うものと捉えている。 学校運営協議会には生涯学習課の職員が出席し状況把握に努めるとともに、学校運営協議会設置検討会等、現状や課題等について協議する場を設けている。 また、地域学校協働活動推進員の研修及び連絡協議会を実施

	し、コミュニティ・スクールの制度や事務処理についての研修を行うとともに、地域学校協働活動推進員同士の意見交換の場を設けている。 令和８年度には新たに小学校６校・中学校１校、幼稚園・こども園１園に学校運営協議会を設置する予定であり、９年度までに半数、１１年度までに全ての校・園への設置に向けて着実に進めていく。また、学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に推進していく中で、部活動の地域移行や教員の働き方改革等の諸課題についても、関係部局や保護者・地域と連携しながら取り組んでいく。
--	---